

新労発基0821第3号

令和8年8月21日

新潟地方最低賃金審議会長

長谷川 雪子 殿

新潟労働局長

黒部 恭志

令和8年度新潟県最低賃金の改正決定に係る新潟地方最低賃金
審議会の意見に関する異議の申出について（諮問）

最低賃金法(昭和34年法律第137号)第12条の規定に基づく、新潟県最低賃金
(昭和55年新潟労働基準局最低賃金公示第3号)の改正決定に関して、最低賃金
法第11条第2項の規定による異議の申出があったので、貴会の意見を求める。